

原告団

ニュース134号

目次	
・岸田政権の反・脱原発政策批判	1
・裁判報告	3
・条例制定・請願書提出	12
・日弁連人権擁護大会決議	14
・総会報告	16
・2021年度会計報告	17
・映画「核の大地」を上映して	18
・核燃を巡る動き	19
・お知らせなど	20

次回裁判 2022年12月23日(金) 午後1時30分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後2時～ 青森地方裁判所 口頭弁論

岸田政権の反・脱原発政策批判

代表(弁護士) 浅石 紘 爾

1. 岸田発言

2022年8月26日、岸田首相は、①原発の最長60年運転期限の延長、②原発の新增設のリプレース(建て替え)の方針を発表しました。

(1) 新增設

首相は、これまで公私にわたって、原発依存の低減、福島事故以降歴代首相が踏襲してきた原発の新增設はしない政策を承継すると公言してきました。

ところが、福島事故の教訓、反省はどこへやら、唐突に態度を豹変するに至ったのです。

その背景には、脱炭素政策には原発の活用が必要である、ロシアのウクライナ侵攻により電力需給不足が生じるという電力業界や経産省の圧力が働いたことは明白です。

新設原発としては、次世代革新炉(革新軽水炉、小型モジュール炉など)を想定しているようですが、この原発の実用化の目途は全く立っていません(原子力資料情報室578・579号を参照)。

(2) 老朽原発の延長

① 原発の運転期間を原則40年とし、1回限り最長20年延長できるルールが、原子炉等規制法の改正(2012年6月。§43の3の32)によって導入されました。

ところが、その後の法運用は、例外

原発 新增設を検討
首相指示 運転期間延長も

岸田首相は24日、原発の新增設や建て替え(リプレース)について検討を進める考えを示した。「想定していない」としてきた方針を委ねたもので、2011年の東京電力福島第一原発事故以来の大きな政策転換となる。原則40年の運転期間の延長も検討する方針で、「原発回帰」の方向性が鮮明になった。

▼2年前のめぐり、7面「専門家」

脱炭素の実現について、最大の原動力は、次世代原子力(GX)の活用、革新炉の開発・建設など今ランスタオメーション)後の政策判断を急務とする項目が示された」と話した。そのうえで、「再エネは年末にかけて具体的な議論を進める。」「原子力はGXを進める上で不可欠、あらゆる方策に性向を大前提とした運について生に具体的な結論を出すまで検討を加速し

増設やリプレースは「現時点で想定していない」との事故以降、歴代政権は原則40年を軸とした方針を示してきた。岸田首相は、法令で原則40年を軸とした方針を示す一方、新設、原子力規制委員会が認可が課題となる。

一方、岸田首相は電力供給を進める方針を示した。7基はいずれも規制委員会の主要な審査を通り、すでに電力会社が再稼働に向け、動き出している。安全対策として、再稼働を進める際の発生

めれば最長60年と決まっている。新たに建てなければいずればならない。新增設に転換すれば、将来も長期にわたって原発に頼ることを意味する。

運転期間は福島での事故をふまえて、原子力安全規制の柱として60年という上限を設けた経緯がある。事故の教訓から政府は推進と規制を切り離したが、規制の分野に踏み込むことは今のまま、原子力安全規制を設けた経緯がある。事故の教訓から政府は推進と規制を切り離したが、規制の分野に踏み込むことは今のまま、原子力安全規制を設けた経緯がある。

再稼働「国が前面に立つ」

原発の稼働はあくまで電力会社の責任で判断するものだが、岸田首相は「国が前面に立つて、あらゆる対応をとる」と話した。稼働と再稼働を進める際の発生

期に踏み出した。

(浅石 紘 爾)

が原則化し、規制委員会は40年超の老朽原発4基（高浜1,2、美浜3、東海第2）の運転延長を認可しました。2021年6月には美浜3号機（45年経過）が再稼働したものの、わずか4ヶ月で運転停止しています。また、2022年10月12日、九電が川内原発の20年延長を申請しました。

② ルール撤廃の方針

2022年10月5日、経産省は60年ルールの法規定を削除する方針を示し、規制委員会は運転期間問題は政治判断だとして意見を述べず容認する立場を確認しました。

11月2日に規制庁は、上記政府方針を容認して、規制法を改正して最長60年ルールを撤廃して、運転開始から30年を起点にして10年毎に審査する見直し案が検討されることになりました。これによって老朽原発が60年を超え80年でも100年でも稼働することが可能となります。

山中原子力規制委員長は「運転期間は利用側で決めること。規制委が意見を述べるべきではない」と発言（11月3日朝日新聞）。

規制委員会は、とうとう「推進委員会」の本性を露わにし、「事業者の虜」の度を深めており、第2のフクシマが憂慮されます。全国民的反対運動でこの見直し案を撤回させなければなりません。

政権の意向を唯々諾々と受け入れる姿勢は、規制委員会新設の目的が「規制機関として中立公正な立場で独立して職務を行使し、もって国民の生命・健康・財産の保障、環境の保全に資する」（設置法1条）という任務を放棄した対応と言わざるをえません。規制委員会は個々の申請に対し、「安全規制を厳しく行うから問題ない」というかもしれないが、運転期間の延長を原則禁止した法規制とは、老朽化が事故発生の危険性を加速するという科学的根拠に基づいています。この法の趣旨を理解せず、安全性の確保を個々の審査に委ねる方向でのルール撤廃は、国会決議を軽視し、フクシマの悲劇の再現を許すものです。国民の声を「聴く」と称する岸田政治の欺瞞性が露呈したものとよわざるをえません。

2. 再処理に及ぼす影響

無期限の原発稼働が認められることによって、使用済燃料は益々増え続け、原発での貯蔵容量が限界に達します（ちなみに、現在の貯蔵率は高浜74%、美浜61%、東海第二84%。全原発の平均は約80%）。その容量超えの分が六ヶ所再処理工場へ回されたり、むつりサイクル燃料備蓄センターのような中間貯蔵施設に運び込まれ、無駄で危険な核燃料サイクル政策が続くことになります。

原発の耐用年数は40年と言われており、老朽原発再稼働の危険性、設備の保守に要するコストは莫大となります。原告団としては、再処理政策を中止させる観点からも、60年ルールの撤廃方針に強く反対していかなければなりません。

規制庁提示 30年以降10年ごと審査 原発運転 60年超も可能案

原則40年、最長60年とする原発の運転期間のルールに代わり、原子力規制庁は20日、運転開始から30年を起点にして10年を超えない期間ごとに運物や原子炉の劣化具合を審査する案を示した。経産省が検討する運転期間の延長方針が前提で、この案では60年超の運転が可能になる。原子力規制委員会は、年内にも原子力等規制法（旧規制法）の改正案の骨子をもとめる方針。▼2面「福島」の教訓踏襲

現行の「40年ルール」は、任意で事業者の運用や管理などの評価もなされる。規制庁の案では、これら第一原発の事故後に導入された規制の柱の一つ。運転開始30年を超え、以後開始40年を前に原子力容器圧力検査を始め、以後10年を超えない期間ごとに事業者による原子炉の劣化評価や長期施設管理の計画を規制委が審査する。審査をクリアすれば、60年超の原発も稼働できるといふ。運転期間の延長は、8月合議での岸田文雄首相の指

老朽原発の安全に関する現行ルールと検討案

現行 法律 運転期間延長…劣化を考慮し、技術基準規則で認可

40年に向けた、最大20年延長可能
特別点検

10年 20年 30年 40年 50年 60年 → 廃炉

30年目から10年ごとに審査

採用予定 規則 老朽化の審査…災害防止上支障がなければ認可

検討案 法律 老朽化の審査…災害防止上支障がなければ、劣化を考慮し、技術基準規則で認可

10年を超えない期間ごとに1回ずつ評価

10年 20年 30年 40年 50年 60年

3. 高レベル廃棄物処分の無策

岸田首相は、2022年10月6日の参院本会議における立憲民主党の田名部匡代議員の代表質問に対して、最長50年の貯蔵期限を設けて六ヶ所核燃施設で保管されている高レベル廃棄物（ガラス固化体2,176本）について、「事業者が地元との約束をしっかりと順守するよう国としても指導する」と答弁しました。

しかし、国の具体的な指導方法については言及せず、抽象的な答弁に終わっています。それもそのはず、最終処分地の選定・建設着工までに要する期間（30年）を逆算すれば、約束順守ははじめから不可能なのですから。

「しっかりと」指導するとはしか言いようがないのです。

国は青森県に対し、「青森県を高レベル廃棄物の最終処分地にしない」と確約しています。田名部質問はその確実な履行を迫ったものですが、はぐらかされ、言質を取ることができませんでした。

青森県では、最終処分問題について、北海道をはじめ全国各自治体で制定されている「核のゴミ拒否条例」の制定運動を2年前から行ってきました。原告団の皆様にもご協力をいただき、青森県議会に42,427筆の署名を添えて、去る9月21日に請願しました。

しかし、議会は10月11日「国との確約があるから条例制定の必要性が認められない」という理由で不採択にしました。しかし私たちが条例制定を提起した理由は、確約が守られる何の保証もないからです。「確約」は国が原子力政策（原発稼働・再処理事業）を継続したいがためのリップサービス、空証文であり、そうさせないためには、法的拘束力のある条例を作るべきであると主張しているのです。国を信用しましょうという

県議会議員や知事は、これまで県がどれだけ国に欺かれて煮え湯を飲まされてきた苦い経験を忘れ、県民と核燃に反対する多くの国民の声を無視したものです。核燃マネーへの影響（減額）を恐れる県知事の意向を付度した選択をしたもので、民意無視も甚だしいと言わざるをえません。

署名運動の経過・総括については、県民の会の事務局を担ってくれた原告団の伊藤和子さんの報告（12頁）をご覧ください。

高レベル廃棄物搬出期限 「約束順守、国としても指導」

参院代表質問 田名部氏に首相答弁



本会議場で代表質問に立つ立憲民主党の田名部匡代参院幹事長＝6日、参院

岸田文雄首相は6日の参院代表質問で、最長50年の貯蔵期限を設けて六ヶ所村で保管されている高レベル放射性廃棄物について、「事業者が地元との約束をしっかりと順守するよう国としても指導する」と述べた。最終処分場の建設までに要する期間を逆算した場合、国の計画が既に破

参院幹事長の質問に答え、田名部氏は「政府が先送りしてきた問題はさらに深刻化している」と指摘し、バックエンド（廃棄物処分を含めた後処理）を取り巻く課題への対応の本気度をたたいた。

岸田首相は高レベル廃棄物の処分地選定に向け、北海道の2町村以外でも文獻調査を進めるために対話活動に取り組みと説明。むつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設を巡る電力各社の共用案に関しては「地元丁寧な説明を尽くしながら、中間貯蔵施設を含めた貯蔵能力拡大への取り組みを着実に進める」との姿勢を示した。

田名部氏はこの日、津軽地方をはじめ東北各地に被害をもたらした8月の記録的大雨などについても質問。農業分野では肥料料高騰が農業経営をさらに圧迫している懸念しつつ、輸出拡大などの円安メリットを強調する政府側に「農地を守り、担い手を育てられなければならない絵に描いた餅だ」と迫った。（藤野 卓）

デーリー東北 2022.10.6

準備書面（192）

安全冷却水系機能喪失事故で露見した重大事故対策の不備

弁護士 伊東 良徳

はじめに

長い停止状態にある再処理工場で、いつかは起こると予想していた特定重大事故の一つである蒸発乾固の一步手前の事故が発生しました。

再処理工場でも原発でもあってはならない冷却機能喪失による高レベル廃液の沸騰初期段階の事故が高レベル廃液ガラス固化建屋内で7月2日に現実起きたのです。

原因は、日本原燃の発表では、作業員が誤って冷却水の仕切弁を閉止したため、廃液が32℃まで上昇し、その状態が8時間も続き、閉止に気づきバルブを全開しなければ、廃液は沸騰点を超えてルテニウムが放出、蒸発乾固し大事故に発展していたかもしれません。何とか誤閉止に気づいて復旧したので難を免れましたが、日本原燃のずさんな管理と未熟な運転能力がはっきりした事故でした。

この事故は日本原燃の技術的能力の無さ

と同時に、この点を見逃して変更許可を出した原子力規制委員会の審査の誤りが露呈したものです。

原告団は、これに対して規制委員会と日本原燃に対し抗議文（別稿）を出し再処理工場の運転中止と許可取り消しを求めました。

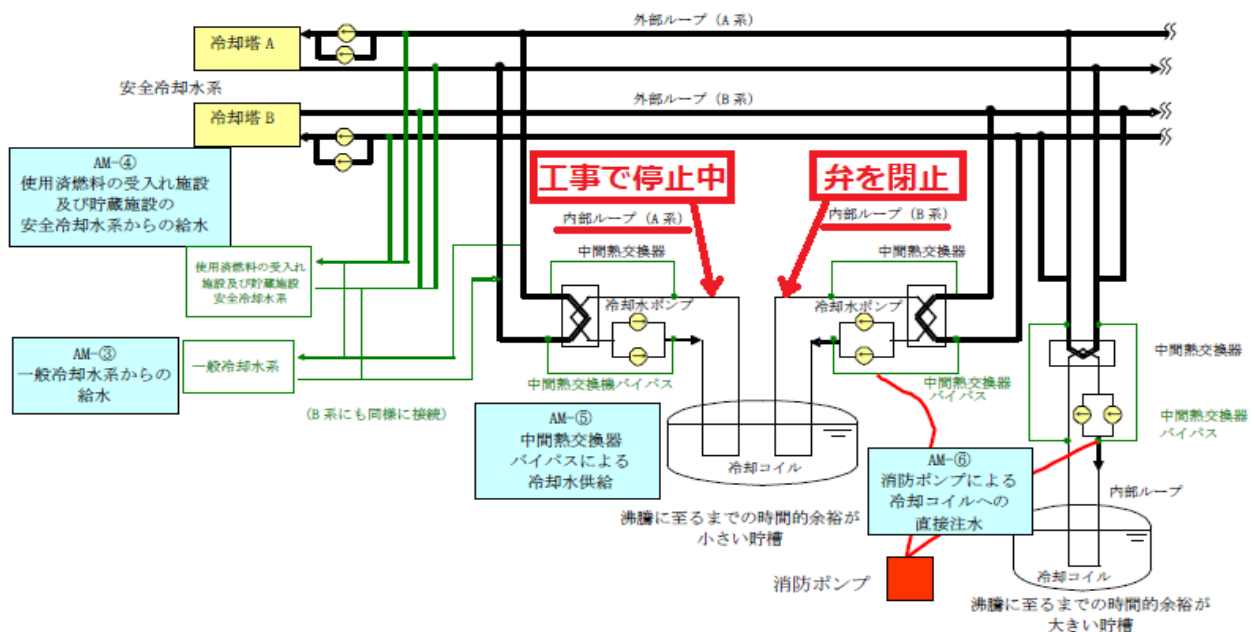
その後日本原燃が補正報告書を公表したのを受けて、弁護団において事故の進展と原因について検討した結果、伊東代理人が中心となって準備書面（192）を作成し陳述したものです。

準備書面の要約—法廷でのプレゼンから

1. 供給液槽Bで安全冷却水系機能喪失

- ・ 高レベル廃液（崩壊熱発生）を貯蔵中の供給液槽Bで、8時間にわたり、安全冷却水系が両系統機能喪失
- ・ A系は工事のため停止中
- ・ B系の仕切弁が閉鎖された

2. どんなことが起こったのか



安全冷却水系のAM策概要図(安全冷却水系)

甲E第107号証添付8.1.3 1-3の図に加筆

起こった場所：日本原燃が最初のストレス
テスト報告書で福島原発事
故のような重大事故への安
全裕度を評価するために選
定した重要な安全装置であ
る安全冷却水系

起こったこと：災害や火災が起きたわけ
でもないのに、両系統とも機
能喪失し、冷却能力を喪失
した

3. 事故の時系列その1

- 6月19日から工事のため安全冷却水系A系
運転停止＝**B系のみ**の**単独運転状態**
- 7月2日18時50分頃、当直員が定刻のデー
タ確認で安全冷却水系B系が15時30分頃
から**流量低下**していることを確認→**流量
低下に気づくまで3時間20分**
- 当直長は22時の定刻のデータ確認で再確
認することを指示→**流量低下を検知した
のに次の確認は3時間10分後と指示**
- 統括当局長がシステムの漏洩を疑ったのでB
系の漏えい確認を指示
- 当直員は21時頃漏えいがないことを確認
→**漏えい確認の指示から確認までに2時間
10分**

4. 事故の時系列その2

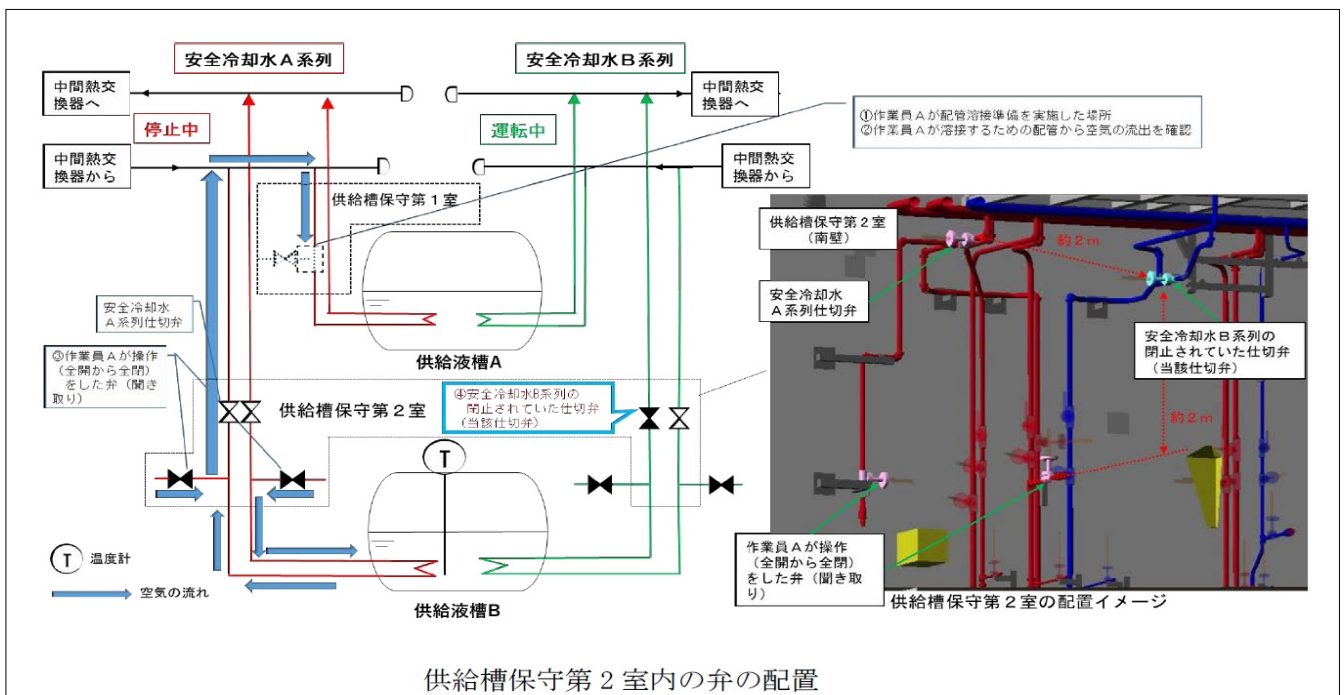
- 22時の定刻のデータ確認で当直員が供給
液槽Bの温度上昇を確認→**流量低下開始
から温度上昇確認まで6時間30分**

- 統括当直長がB系の弁の開閉確認を指示
- 23時43分、当直員がB系の仕切弁閉止を
確認→**B系の弁の開閉確認指示から確認
まで1時間40分あまり**
- 統括当直長と当直長は、**冷却水が全停止し
ている場合には安全冷却機能が喪失した
こととなる点に思いが至らなかった**
- 23時44分、仕切り弁全開：**事故収束まで8
時間10分あまり**
- 23時50分、供給液槽Bの温度低下開始を
確認

5. 日本原燃による事故原因調査

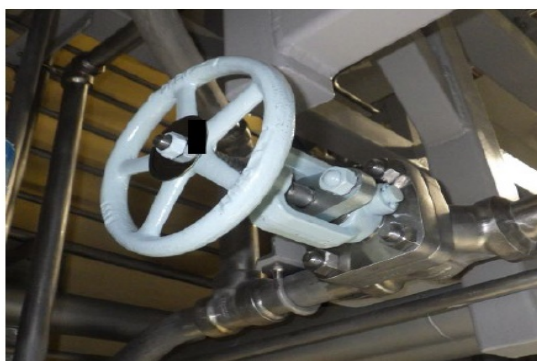
- A系の溶接準備をされていて弁の閉止作
業をした作業員は、B系の仕切弁閉止を否
定
- 当該時刻に入域していた29名、管理区域
に入域していた233名への聞き取りで
仕切弁を閉止したという者はいなかった
- 「当該仕切弁が閉となった原因は、安全
冷却水系A系列の工事中に当該仕切弁を
安全冷却水系A列の弁と誤認し、誤って
閉止操作したことから供給液槽Bへの安
全冷却水系の供給が停止したものと推定
した。」
- 日本原燃の調査ではどうして仕切弁が閉止
したかを特定もできず「推定」に終わって
いる

6. 安全冷却水系A系とB系は同じ部屋で隣 り合わせ



安全装置を多重化する場合、2つの装置を物理的に分離／離隔することが必要（近接して配置すれば同時故障の危険が大きくなる）だが、安全冷却水系のA系とB系は同じ部屋に隣り合わせに配置されていた

この図は「イメージ図」で実際の配管等がこのように色分け・着色されていたわけではない



対策前 当該仕切弁



対策後 当該仕切弁

当該仕切弁の識別・施錠状況（1/2）

7. 安全冷却水系の系統識別表示はされていなかった

- 安全冷却水系の系列の識別表示（A系列

／B系列）はされていなかった

- 当該仕切弁（B系）は、A系列の弁とハンドル形状が同じ
- ハンドル部に銘板（弁番号）があるものの弁の周辺が狭隘のため視認しにくい状況だった
- 当該仕切弁には開／閉状態の表示がなされておらず、弁の開／閉状態も視認しにくかった

安全装置の多重性確保のために系統の識別表示はイロハのイレベル

重要な安全装置であり、しかも2006年のアクティブ試験開始から高レベル廃液を貯蔵していた以上、安全冷却水系はその後常時運転を継続してきたはず：**すでに10数年も運転してきた重要な安全装置に系統識別表示もしてこなかった？**

8. 識別表示を怠ってきたのはそれだけではない

日本原燃は、安全冷却水系だけではなく、使用済み燃料プールを冷却するプール冷却水系も、水素爆発を防止するための安全圧縮空気系も、今回の事故まで系統の識別表示を怠ってきた（弁の誤操作を防止するための施錠管理も）

日本原燃が今回の事故前に識別表示をしたのは非常用所内電源系等だけ：福島原発事故で直接問題になったところだけやればよいという姿勢

表：再処理工場における水平展開状況

対策を講じる対象	施錠管理	識別表示
安全冷却水系	2022年8月末実施済 ※1	2022年9月末まで
プール水冷却系	2022年7月末実施済	2022年9月末まで
補給水設備	2022年12月末まで	2022年12月末まで
建屋換気設備等	2022年12月末まで	2022年12月末まで
非常用所内電源系統	従前より対応済	従前より対応済
安全圧縮空気系（水素掃気用）	従前より対応済	2022年9月末まで
安全圧縮空気系（上記以外）	2022年12月末まで	2022年12月末まで
制御建屋中央制御室換気設備 及び主排気筒ガスモニタ	2022年12月末まで	2022年12月末まで
安全蒸気系	対象外※2	2022年12月末まで

9. より深刻な事故の可能性

- 日本原燃は、事業指定ベースの解析では冷却機能喪失から24時間で沸騰としていたが、今回の事故で現実的な条件で評価すれば沸騰には至らないと主張し、被告も同調して事態の沈静を図っている
- しかし今回、温度上昇が少なく済んだのは、もともとの解析で最速の機器でも沸騰まで23時間とされていたガラス固化建屋の貯槽で発生したこと、貯蔵している廃液がアクティブ試験の時から貯蔵を続けている保管期間が長く崩壊熱が小さなものであったため
 - より事故進展が速い機器で、溶解後間もない廃液を貯蔵している貯槽で発生したらより深刻な事故になりかねない

10. 他の建屋・機器での事故想定

- 精製建屋のプルトニウム溶液
 - 冷却機能喪失から沸騰まで11時間
 - 臨界安全性の確保が保証できなくなるまで約38時間
- 分離建屋の高レベル廃液
 - 冷却機能喪失から沸騰まで15時間
 - ルテニウムの気化＝放射性物質放出開始まで約88時間
 - 今回の事故で8時間も時間がほぼ無為に

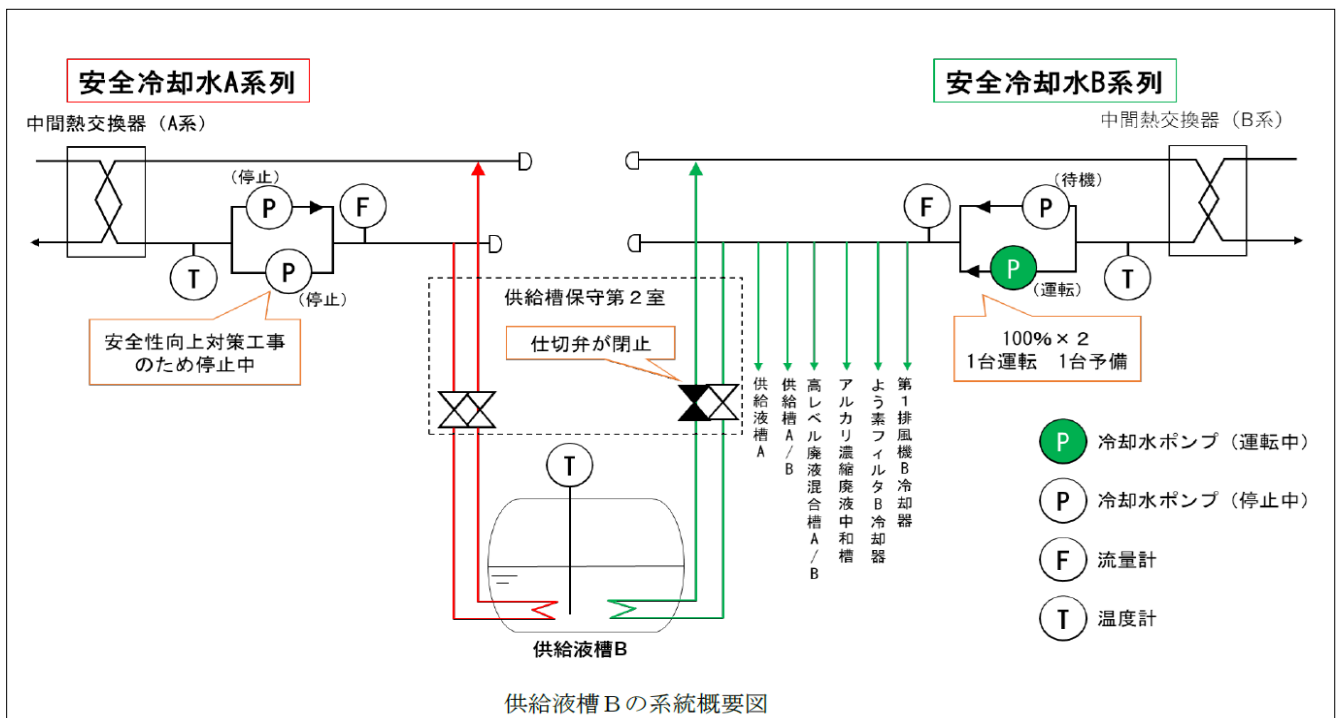
空費されたこと、仕切弁閉止を聞いても現場の責任者が冷却機能喪失に思い至らなかったことを考えると、事故拡大防止に時間的余裕があるとか、適切な防止行動が期待できるとはとてもいえない

11. 日本原燃の技術的能力への強い疑問

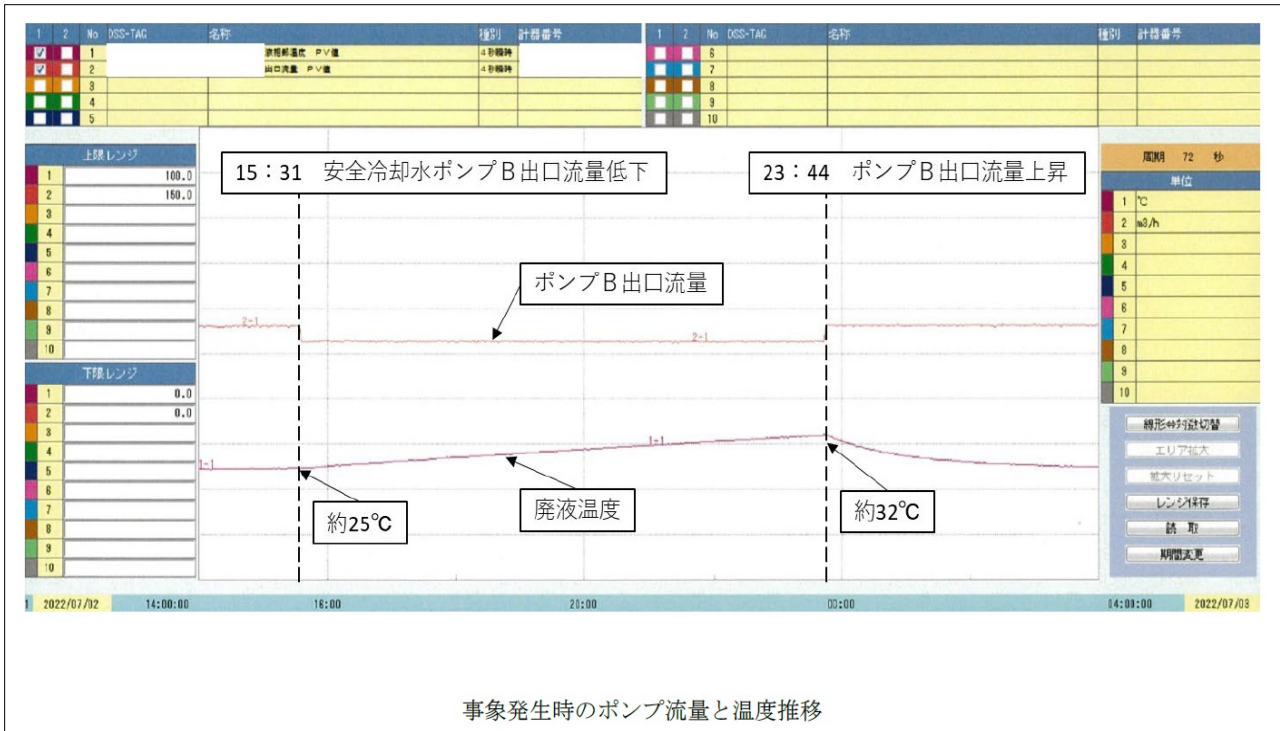
- 重要な安全装置の安全冷却水系がB系単独運転、すなわちそのB系に何か異常が生じれば直ちに冷却機能喪失に至る状態なのに運転状況確認は4時間に1度
- しかも流量低下という異常を検知した後もそれを維持→流量の再度の確認は3時間10分後の定時でいいと指示
- 現場の幹部責任者が、仕切弁の閉止を聞いても冷却機能喪失に思い至らなかった
- 安全冷却水系B系と特定した漏えい確認に2時間10分
- 安全冷却水系B系の弁の開閉確認に絞っても1時間40分あまり
- 10数年も常時運転している安全装置に系統識別表示せず

12. 流量低下・安定で何故漏えいを疑った？

ポンプ出口流量は、系統からの漏洩なら、まずは増加するはずではないか？



13. このチャートを見れば流路閉塞が第1選択



事象発生時のポンプ流量と温度推移

流路閉塞（弁閉止等）なら、流量が落ち、その後安定

このチャートならまずそれを考えるのが常識

逆に漏えいを考えるのではプラント管理者として能力が疑われる

14. まとめ

- 再処理工場で福島原発事故のような重大事故を防ぐための要の安全装置で、災害も火事もないのに、両系統機能喪失が現実に起こってしまった
- それを機に、日本原燃がすでに10数年も常時運転している重大な安全装置に系統識別表示さえしていなかったことが発覚した
- 日本原燃の現場責任者は状況把握に長時間を要し、しかも冷却水停止が安全冷却水系の機能喪失となることに思い至らなかった
- より事故進展が速い機器で本操業後通常予定される高レベル廃液で起こればより深刻な事故になりかねない
- 安全装置が複数ある（多重性）故に安全とはいえ、日本原燃の技術的能力には強い疑問があることを改めて実感させる事故だった

日本原燃の甘い評価

規制庁は、10月19日、規制委員会に対して、

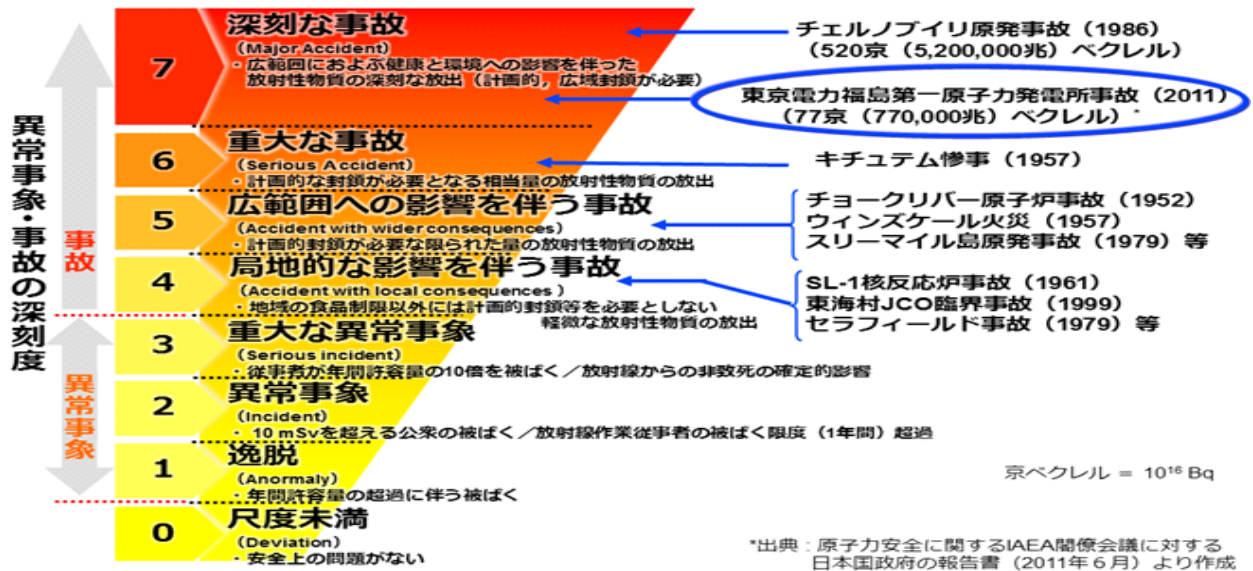
本件喪失事故の評価について「安全確保機能への影響が限定的かつ極めて小さく、国際原子力機関や経済協力開発機構原子力機関が定めた「国際原子力事象評価尺度は7段階のいずれにも該当せず、尺度未満（ゼロ、安全上の問題がない）とする報告をしました。被ばくがなかったことから「異常事象逸脱」と評価しなかったと思われます。

規制委員会は、日本原燃の評価の妥当性を判断できる状況にないのでこれ以上の確認作業は継続しない旨の決定をしました。日本原燃の評価は、一步間違えれば溶液の爆発など重大な危険があったことを隠した世論操作と言わざるをえません。今後の規制庁規制委員会の審査を注意深くチェックする必要性を痛感しています。

冷却機能喪失事故に対し、原告団が抗議文

2022年8月31日、原告団は原子力規制委員会・原子力規制庁と日本原燃に対して抗議文を提出し、記者会見を行いました。紙面の関係で前者のみを掲載します。なお、この抗議文は日本原燃の詳細な事故報告や対策を期した補正書が提出される前のものです。補正書を踏まえた事故原因の分析と批判は、伊東弁護士の前掲準備書面を参照してください。

原子力災害 国際原子力事象評価尺度



抗議文

1. 事故発生の概要について

2022年7月2日、六ヶ所再処理工場の高レベル廃液ガラス固化建屋内の廃液供給槽 B の安全冷却機能の喪失事故 (以下「本件事故」という) が発生した。

上記供給槽は、安全冷却水系 (A 系列、B 系列) によって冷却されているが、A 系列は工事のため停止中であり、運転中の B 系列の仕切弁閉止により、上記供給槽の安全冷却水供給が停止して、約 8 時間にわたって安全冷却機能が喪失した。その間廃液は約 25℃から約 32℃に上昇したが、閉止弁を全開したことで温度は停止前の状態に戻った。

2. 事故原因について

(1) 仕切弁の閉止について

日本原燃の、2022年7月19日付報告書によると、本件事故原因を以下のように推定している。

A 系列工事の作業員が、溶接対象配管よりの空気流出を発見し、工事監督者に報告したところ、工事監督者から電話で「2つの手動弁」 (以下「本件仕切弁」という) の閉止操作を指示した。作業員は指示に従い弁を手動で閉止した。

調査の結果、日本原燃は閉弁の経緯について、以下の事実を推認して、引き続いての原因調査と当面の改善対策に言及している。

- ① 工事監督者が本件仕切弁を弁番号で明確に伝えなかった可能性がある。
仕切弁の開操作指示は口頭 (電話) で行ったが、番号をメモしたなどの形跡がない。
本件仕切弁の閉止操作完了の確認がなされた形跡がない。
- ② 作業員が本件仕切弁の近傍にある A 系列の弁と誤認しやすい状況にあった。
誤認の背景には⑦弁番号の表示が視認しにくい⑧開/閉の表示がない⑨開/閉状態が即座に視認しにくい⑩系列の表示がない⑪弁の操作ハンドルの形状が同一、等の事情が指摘されている。
ただし、作業員は、本件仕切弁の操作は実施していないと供述している。その後の調査でも、閉弁者は確認できなかった。

(2) 開弁までの経過について

中央制御室の当直員は、B 系列出口の冷却水流量が低下していることを確認し、当直長に報告した。廃液温度変動については、有意な上昇ではないと判断して異常なしと報告した。当直長は漏えいによる流量低下を疑い調査を命じたが、漏えいが発見されなかったことから、仕切弁の開閉状態を点検し、閉弁を指示した。

流量低下開始 (15:31 頃) から本件仕切弁全開 (23:44) まで約 8 時間が経過している。温度上昇開始時間は 15:31 (これを確認したのは 22:00 頃)、元の状態に戻ったのは 23:44 であるから、約 8 時間廃液の温度上昇状態を放置したことになる。

その原因は、通常と同じ 4 時間毎の流量・温度等の確認であったため、早期発見ができなかったと報告されている。

報告書は、中央制御室の監視員らに、このような安全冷却機能喪失に至る経過や原因についての専門的知識や対応方法の能力も経験もなかったと認定している。

3. 技術的能力に関する適合性審査の結果について

貴委員会は、日本原燃の再処理事業変更許可申請の審査にあたり、技術的能力指針に定める①組織、②技術者の確保、③経験、④品質保証活動体制、⑤技術者に対する教育・訓練、⑥有資格者等の選任・配置、の6項目を確認して、技術的能力（法44条の2 1項2号）ありとして変更許可を認めた。

4. 審査の過誤について

(1) 前項の貴委員会及び貴庁の審査と判断は、本件事故が日本原燃の明白な技術的能力の欠如に起因し、かつ本件事故の重大性（危険性）を看過したものであるから、その過誤・欠落は明らかである。

(2) 本件仕切弁の閉止について

① 前記指針によれば、日本原燃の組織は役割分担が明確かつ適切に構築されていることを要求している。

本件仕切弁の操作は、保安業務の所掌であるから、本来は運転部門作業員が担当すべきである。しかるに、実際には溶接作業をしていた工事部門の作業員に仕切弁閉止が指示され、同人が実施している。

明らかな組織体制不備と混乱の結果である。

② 廃液の冷却喪失を生じさせる本件仕切弁の閉止という誤操作を事前に防止する装置が設置されておらず、逆に誤認を招きかねない冷却系列の設計となっている。品質保証活動体制の不備は明らかである。

③ 作業員、工事監督者らに十分な経験と能力、専門的知識が具わっており、日常的に適切な教育と指導要領（マニュアル）等による訓練が実施されていれば、本件仕切弁の誤操作（弁閉止）という事態は発生するはずがない。然るに、このような技術者の確保がなされていなかった。

本件事故は、保守・管理にかかわる者の極めて初歩的、基本的ミスに起因する事故と言わざるをえない。

④ 報道によると、更田委員長は、「工事を行うA系のつもりで、B系を閉めたということだろう」「誤認して取り違えたのだと思う」と述べている。

しかし、本件事故は、作業員の誤認という単純な人為ミスと片づけられる性格のものではなく、ミスを未然に防止し、かつミスをカバーする安全管理対策が講じられていない点に、品質保証活動体制の根本的欠落があると言わざるをえない。

(4) 冷却喪失事態発生後の対応について

本件仕切弁の閉止から全開までの所要時間が長すぎる。

監視業務に携わる当直員、当直長に業務遂行の十分かつ適切な能力が具わっていれば、冷却喪失事態の早期発見と冷却機能の早期回復ができたはずである。

ところが、当直員、当直長らに仕切弁閉止・冷却水停止による影響についての基礎知識に欠けていたため、適切な対応がとられず、初期段階での温度上昇を阻止できなかったばかりか、復旧に長時間を要するに至った。

監視能力不足、冷却機能喪失事態防止対策等の不備は明らかである。

(5) 本件事故の重大性（危険性）について

高レベル廃液の蒸発乾固が指定重大事故の一つであることは言うまでもない。

本件事故は、仕切弁閉止に伴う冷却機能喪失による廃液温度の上昇が始まり、沸騰前段階の極めて危機的な状態に陥ったものである。たまたま沸騰前に仕切弁が開けられたという幸運に恵まれて大事故を免れたにすぎない。開弁が遅れていれば、蒸発乾固の重大事故に発展しかねない危険性をはらんだ事故であったことを銘記すべきである。

5. 再処理事業の許可取消を

貴委員会及び貴庁は、適合性審査にあたっては、中立・公正な立場に立って、独立して職権を行使する法的責務があるにもかかわらず、この責務に違背して、上述のような杜撰な審査を行ない、日本原燃の技術的能力の欠如を見逃し、再処理事業の継続を容認し、結果、本件事故を招来したことに強く抗議するとともに、品質保証活動の総点検、実効性ある監視体制の再構築を日本原燃に要求し、加えて、変更許可の取消を含む厳重なる処分を行うべきである。

準備書面(193)

世界の再処理の潮流と現状、そして六ヶ所再処理工場

原告 笹田 隆志

プルトニウムには軍事用と民生用の両面があります。そもそも再処理は原爆の材料であるプルトニウムを生産するために開発された技術です。

米国のハンフォード再処理工場は長崎に投下された世界初の原爆材料であるプルトニウムを抽出した施設です。核保有国である旧ソ連、英国、仏国も軍事用再処理を目的として再処理工場を建設・運転してきました。

他方、プルトニウムを燃やして発電する高速増殖炉計画が打ち出され、各国は民生用の再処理を推進するようになりました。

しかし、計画は思うように進まず、米国、ドイツ、最近では英国も再処理事業から撤退し、現在も再処理を継続しているのは、仏国のラ・アーク工場のみとなり、世界の潮流は商業再処理から撤退しているのが現状です。六ヶ所再処理工場が本格稼働待ちとはいえ、積極推進の国策を掲げているのは日本のみという異例な状況と言わざるをえません。

再処理衰退の原因は、プルトニウム利用の道が無いこと、プルトニウムリサイクルのコストが膨大であること、住民被ばく・環境汚染の社会的非難が強くなったこと等が考えられます。

本準備書面は、109頁にわたっていますが、何故世界各国が再処理を始め、何故止めるよ

うになったのか、六ヶ所再処理工場が、如何に世界の潮流から外れた時代錯誤的遺物であるかを、歴史的事実を基に明確に証明しています。

本準備書面は、担当の笹田が記しているように、その多くの部分を2021年10月に発行された「プルトニウム」(フランク・フォンヒッペル、カン・ジョンミン、田窪雅文著。緑風出版)を参考にしており、もっと詳しく知りたい方は、是非とも本書にも目を通していただきたいと思います。

準備書面がほしい方は、事務局までお知らせください。また、ホームページにも掲載されています。

ハンフォード核施設

BUSINESSINSIDERホームページより



被告規制委・参加人日本原燃の訴訟準備

1. 被告・原子力規制委員会
準備書面(6) 火山の影響に関する規制の合理性(立地評価及び火山活動のモニタリング)について
※今回は航空機墜落に関する準備書面と火山(2)―影響評価―に関する準備書面を提出予定。
2. 参加人・日本原燃
・準備書面(3)「平常時被ばく」新規制基準線量評価に関する解説。
・原告らの令和4年(2022年)7月25日付け文書送付嘱託申立書に係る上申書(2022.9.9付)
※次回以降に重大事故対策の準備書面提出予定。

次回裁判の日程

2022年12月23日(金)

午後1時30分 進行協議

午後2時 口頭弁論

原告団は、目下活断層、火山関連の再反論を準備中です。

暮れも押し迫ったあわただしい時期ですが、1年の締めくくりの裁判となりますので、多数の皆さんの傍聴をお願いいたします。
(次回以降の裁判予定 2023.3.24、2023.6.30)

「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める

9月21日 4万2427筆の署名を添え、県議会へ請願提出

10月11日の青森県議会定例会で不採択



9月21日、署名4万2427筆を添えて、青森県議会を訪れ、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める請願書を提出しました。



9月21日署名と請願書提出

その際、三橋県議会議長は「最終処分地としないとの思いは一緒、請願をしっかりと受けとめたい。」と答えています。

しかし、10月6日の常任委員会（商工労働観光エネルギー委員会）で不採択が確認され、10月11日の青森県議会本会議で正式に不採択となりました。青森県議会議長から、「請願の審査結果について」という文書が送られてきました。

不採択の理由（全文）

「趣旨を了として採択とすべき」との意見と『請願では「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」を制定することを求めているが、高レベル放射性廃棄物については、一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地を受け入れたものであり、安全協定や各電力会社からの確約、最終処分事業を進める国からの確約があり、事業者に対しても、国に対しても折に触れて確認し、それぞれ遵守するとの回答を得ているところであることから、今回の請願については、不採択とすることが適当と考える。』との意見があり、採決の結果、不採択と決定。

この間議会で、紹介議員の皆さんの一般質問、常任委員会や本会議での討論、それぞれの場所で「採択すべき」と訴えた意見や質問に対する回答は何一つなく、「国と事業者との約束は明確であり、適切な対応であり、条例制定は考えていない」の一点張りです。

本会議では主に鹿内博議員（県民主役の県政の会）が、本条例制定の必要性（内容はホームページに掲載）を強く訴えましたが、採決の結果否決となりました。なお、本条例制定に賛意を表した議員は、立憲民主党3名（1名は欠席）、共産党3名、県民主役の県政の会2名の計8名でした。

青森県内・全国から署名が

9月末に4万2683筆

ご協力ありがとうございました。

県民の会は、『このままでは青森県は核の墓場になってしまう』こんな危機感から、「条例」制定を求めて署名活動、青森県議会への請願行動を2020年8月から取組んできました。

コロナ感染症と同時進行のような状態で対面での署名活動ができず、街頭署名・街宣も思うように出来ない中でも、六ヶ所村全域にチラシ配布行動（署名のお願い）・講演会・県に対する質問状の提出、要請行動、原発・核燃に頼らない青森県をつくるプラン提案（冊子）作成などに取り組みました。

それぞれの団体も、創意工夫をしながらこの2年を超える長きにわたり活動してきました。こうした中で、県内外の脱原発団体・労働団体、生協や市民団体、政党、宗教団体等幅広く協力頂きました。

67団体から署名簿、またそれぞれの団体で呼びかけてくれた個人の方や、全く個人的に署名を送ってくださった方など、600通を超える封書が事務局に届きました。

最終的に9月29日現在で4万2683筆の署名が集まりました。

ありがとうございました。何回にも渡って

郵送してくれた方もおり、本当に感謝です。

原告団で「県民の会」の事務局を担うことになり、原告・支援者の皆様には多大なる協力頂いたことに深く感謝申し上げます。

県議会の不誠実さに 直ちに抗議 活動を継続

本会議終了後、浅石・奥村両共同代表が記者会見を行い、県議会の不誠実・不当な対応に抗議の意を表明しました（県議会議長には抗議文を郵送）。

今後はこの間の活動を総括しながら、あらたな形で運動を継続していく方向で総会開催の準備を進めています。

引き続き、みなさまのご支援をお願い致します。

「・・・条例制定を求める県民の会」のこれまでの活動についてはHP等ご覧下さい。

- ★ 原告団ホームページ
[http:// 1mangenkoku.org/](http://1mangenkoku.org/)
 - ★ 「県民の会」ホームページ
[URL] <http://kenminnokai.s1010.xrea.com>
- ※講演会の資料、録画も掲載してあります。

三沢市在住 原告
「県民の会」事務局 伊藤和子

最終処分地拒否条例の請願 不採択

青森県議会は11日の定例会本会議で、反核燃団体が提出していた「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」を求める請願を不採択とした。立憲民主・共産、県民の会の野党3会派が制定に賛成したが、最大会派の自民党が反対した。請願は、条例制定を求める県民の会（浅石総領共同代表）が提出。最終処分地が決まらない中、なし明したるに県が処分地になる不安が高まっているとし、条例制定で拒否する意思を明確にすべきとした。

請願を付託された商工労働観光エネルギー常任委員会の阿部広悦委員長

高レベル廃棄物 巡り青森県議会



青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例制定を求める請願の採決では、最大会派の自民党が不採択とする立場を示した=11日、青森県議会



反核燃団体が約4万筆の署名約が最終処分地にならない担保もにむす。県内では2008年にも野党会派の提案で条例制定に向けた動きがあった。その時も採択されなかったが、14年前・現在は、最終処分地を巡る環境が変わりつつある。

岩手県沿岸の市町村などでは、最終処分を拒否する条例制定の動きが相次いでいる。既に00年に条例ができた北海道では、2町村で処分地選定の第1段階となる文獻調査が始まったが、鈴木直道知事は条例を理由に次の概要調査に反対するなど、条例が知事の判断の根拠となっている。

高レベル放射性廃棄物が収容されている日本原燃の一時貯蔵施設。最終処分地はまだ決まていない

11月6日、六ヶ所村

他自治体の追従懸念

制定に慎重な自民反対

高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例制定に慎重な自民党は、「青森県が最終処分地としない」という懸念を表明し、他の自治体も追従する懸念を指摘した。また、会派の提案で条例制定に向けた動きがあった。その時も採択されなかったが、14年前・現在は、最終処分地を巡る環境が変わりつつある。

岩手県沿岸の市町村などでは、最終処分を拒否する条例制定の動きが相次いでいる。既に00年に条例ができた北海道では、2町村で処分地選定の第1段階となる文獻調査が始まったが、鈴木直道知事は条例を理由に次の概要調査に反対するなど、条例が知事の判断の根拠となっている。

高レベル放射性廃棄物が収容されている日本原燃の一時貯蔵施設。最終処分地はまだ決まていない

11月6日、六ヶ所村

反核燃団体は危機感

条例の制定が全国に広がれば、核のゴミが行き場を失う可能性も。こうした背景から、県内には「国や他の都道府県を刺激したくない」「県が条例を制定すれば、他の自治体も追従してしまうのでは」という懸念もくすぶる。

自民のベテラン県議は、知事が歴代閣僚と取り付けてきた確約の重みが、条例が不要な最大の理由として、国策に協力してきた青森県が条例を制定したら、外から見たときにどう映るか」と多方面への影響を否定しない。

一方、再び条例制定の動きを拒まれた反核燃団体は危機感を募らせる。請願を提出した県民の会は「条例がなければ、知事の判断一つで青森が最終処分地にならねえ」と指摘する。同会の浅石総領共同代表は、六ヶ所村で一時保管されている高レベル放射性廃棄物の最初の搬出期限まで残り22年となっているにも触れ、「処分地選定は遅れ、期限内の搬出は物理的に不可能。このままでは100年後も県内に置かれたままになる」と強調。今後は同団体のメンバーを中心に新たな組織で活動を続ける方針だという。

(岩淵修平)

上記記事 2022年10月12日デーリー東北 他に朝日新聞・東奥日報・各社掲載



日弁連人権擁護大会決議

2022年9月30日に旭川市で開催された日弁連の人権擁護大会で、高レベル廃棄物の最終処分問題について次のような決議がなされました。

私浅石も大会前日のシンポジウムの担当委員の1人でしたので、決議と提案理由（決議第2項の要約）を報告します。

日弁連決議の基調報告書(254頁)は、日弁連のホームページに掲載されています。高レベル廃棄物の問題点を法律家集団が専門的かつ網羅的に検討し報告した最新情報です。



高レベル放射性廃棄物の地層処分方針を見直し、将来世代に対し責任を持つ持続可能な社会の実現を求める決議

- 1 国及び地方自治体は、気候危機問題、エネルギー政策及び原子力政策において、世代間の公平性と将来世代の人権に配慮し、短期的な利益追求や課題への対処にとらわれずに政策決定をすべきである。
- 2 国及び原子力発電事業者・核燃料の再処理業者等は、使用済み核燃料を含む高レベル放射性廃棄物について、以下の方策をとるべきである。
 - (1) 再処理施設等の核燃料サイクルを速やかに廃止すること。
 - (2) 使用済み核燃料については、原発をできる限り速やかに廃止してその総量を、確定させ、また、再処理せず直接処分すること。
 - (3) 地層処分を前提とする現行の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を一旦廃止し、一時的な保管を含む廃棄物の処分方針について、以下の内容を踏まえた新たな枠組みを持つ法制度を設けること。現在世代の責任を明確にするため、新たな法制度に基づく会議体等において処分方針に関する議論を開始するとともに、処分方針は、同制度の下で合意した内容を基本とすること。
 - ① 会議体等は、高い独立性を有し、多様な意見や学術分野の知見を反映するような人選とし、その人選については公開性・透明性が確保されること。
 - ② 十分な情報公開の下、市民が意見を述べる機会が保障され、話合いの過程を公開・記録し、後目、意思決定過程が検証できるようにするなどして、市民の参加権・知る権利を保障すること。
 - ③ 会議体等の議論においては、複数の選択肢及びそれぞれの選択肢のリスクと安全性を示すこと。議論に関連する科学的・技術的情報についてはその信頼性・不確実性を適切に認識できるようにすること。
 - ④ 将来世代の利益・決定権を不当に侵害しないよう、一定期間ごとに処分方針の見直しを行い、いつでも従前の方針を全面的に変更することができる制度とすること。
- 3 国及び地方自治体は、地方自治体が、原発や放射性廃棄物処分場等に関する交付金に依存することなく、自らの有する地域資源を最大限に活用して持続可能地域社会を実現するために、以下の施策をとるべきである。(以下省略)

決議第2項の提案理由

福島第一原発事故から、11年半が過ぎました。東日本大震災による、福島県から県外への避難者は、現在も2万人を超えており、その多くは、原発事故による避難者と考えられ、現在も様々な生活支援が続けられています。

原発がたびたび事故を起こした場合、広範囲に、長期にわたる、甚大な被害が発生することを目の当たりにしました。地震をはじめとする自然災害が多発する、この日本においては、原発を続けることはできません。

日弁連は、1976年から既に、原子力エネルギーの危険性を指摘してきました。そして、2013年には、原発は、できる限り速やかに廃止すべきことを、決議しました。

しかし、政府は、原発を維持する方針をいまだ続けています。私たちは、二度とあのような事故を起こさせないためにも、改めて、原発の廃止を表明すべきです。

私たち日弁連は、2014年の人権大会において、核燃料サイクルの廃止についても決議しました。この点に関する政府の原発に関する方針は、福島原発事故以前から、大きくは変わってはならず、使用済燃料を再処理し、プルトニウムを抽出するなどして再利用する政策、いわゆる核燃料サイクルについても維持し続けています。

しかし、六ヶ所再処理工場は、当初の計画から25年が経とうとしています、いまだ完成に至ってはならず、中核となる高速増殖炉「もんじゅ」は、巨額の費用が投じられたにもかかわらず、2018年に廃止の方針となりました（2018年3月に廃止計画が認可）。前回の決議から、さらに、核燃料サイクルの廃止の必要性は高まったといえます。

そして、原発の運転により発生する廃棄物である使用済み核燃料を含む高レベル放射性廃棄物の処分問題を、昨日のシンポジウムでは取り上げました。高レベル放射性廃棄物は、原料のウラン鉱石と同程度の放射能レベルに低下するまでに約10万年を要するといわれています。

現在の我が国の高レベル放射性廃棄物の処分方針は、福島原発事故の10年以上前に成立した「最終処分法」に基づき、地下300mより深い地面に埋めるという方針をとっています。昨日のシンポジウムでは、専門家からは、地殻変動帯に位置する日本においては、高レベル放射性廃棄物を、安全に処分方法は確立されていないとの指摘がありました。そのような安全性が確立していない地層処分方針は、撤回すべきです。

また、現在の政府の方針である地層処分は、廃棄物を地下施設に埋設した後は、埋め戻してしまい、もはや取り出せないようにするというものです。しかし、今後、数十年、数百年のうちに科学技術が進歩し、より良い処分方法や利用方法が見つかる可能性はないとは言えません。そのような場合、現在のような不可逆的な処分方法をとった場合、もはや、将来の世代は、より良い方法を選択することができなくなることから、将来世代の決定権を侵害するものといえます。

北海道の寿都町と神恵内村という2つの町村で、一昨年より最終処分法にもとづく処分場選定手続きが開始されました。

一番大きな問題は、処分場を受け入れる地域の意見が、十分に反映されない仕組みになっているということです。特に問題なのは、地域住民や地方自治体の意見により、開始された選定手続きが途中で中止できる仕組みになっていない、という点です。調査対象となる地方自治体の意見は、「都道府県知事及び市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重」するにとどまっております、その他にも「理解と協力を得るよう努める」とされているに過ぎず、地元拒否権や決定権はありません。

そして、地域住民の間では、そもそも地層処分に適した地域があるのかという、処分方法自体の適否についても判断を求められる状況が生じています。しかし、それは、本来、国全体として国民的議論をしなければならない問題を、特定の地域住民に判断を押し付けているようなものです。

このように、最終処分法は、地層処分を前提としていること以外にも、多くの問題をはらんでいることから、同法は廃止すべきです。その上で、既に大量に発生してしまっている放射性廃棄物の処分方針については、国民的議論を行うための新たな枠組みを持つ法制度を構築し、検討の場となる会議体等を設置する必要があります。



恵内村の隣村に建設された
泊原発



寿都町役場

第28回原告団総会の報告

(2022. 9. 17開催)

事務局長 山田清彦

今まで、原告団の総会は、裁判の翌日に一つの会場に集まり、事務局+何名かの参加者で開催してきました。

ところが、新型コロナの感染拡大で、裁判傍聴をするのも大変な状況の中、zoomでの会議が可能となりました。これが定着したことで、遠距離の方とも意思疎通ができることになり、これが最大の利点だと思います。

9月17日の総会では、Zoomで遠方から参加された方も「参加ができたんで大変ありがたかった」という方もいます。

八戸市の原告団事務所に集まったのは数名でしたが、各地からZoomで参加いただき、最後には皆さんからの自己紹介、そして激励もいただきました。

総会議案書は皆さんに郵送していますので、当日の質疑等を中心に報告します。

原告団ニュースの編集について

編集は、事務局会議もしくは編集委員会を立ち上げて進めた方がた方がよいという提案がありました。

ニュースは、裁判の報告と日常的な活動を伝え、会員の皆さんとの意思疎通を図る必要があります。ニュースの中身についても見直しをしながら、情報の共有を図っていきたくと考えています。

裁判後の報告集会の持ち方

会員の皆様に、裁判に関心を持ってもらうために、傍聴に来ていただいでに、法廷で支えてもらう、傍聴席から支えてもらうことをお願いします。

裁判終了後の、記者会見を兼ねた裁判報告会にも参加していただいで、意見を出していただければと思います。

核燃裁判が長期化していますが、新しい会員の方や今後の裁判状況も踏まえて、裁判内容を解説をする必要があると思います。

裁判協力者に対する謝礼

原告団の活動は33年も経っているので、裁判を担当している方々、協力していただいている方々に対して謝礼すべきではないかと提案がありました。

財政と相談しながら、決めていきたいと思えます。

「裁判あと何年かかるのだ」という疑問

被告が裁判を長引かせる戦術を取っていることや審査のやり直しもあり、更に被告が10回にわたって反論の準備書面を提出し、その後に証人調べに入ります。

この証人調べは、原告側の証人と被告側の証人になるので、これも数年程度はかかると思えますので、判決が出るまでは長期が予想されます。

多くの人が傍聴することで、裁判長に裁判の関心の高さを印象付けられます。

誰が原告なのか知りたい

前の訴状には原告の名簿を載せていましたが、今は名前の公表はしていません。

原告団のホームページでは「私も原告です」のコーナーがあり、紹介文と写真を載せています。誰でも参加できますので、写真と一緒に“紹介文（思いなど）”を事務局宛にお送りください。

出前の講座の要請

核燃・再処理について、市民に知らせる努力が必要ではないかという意見がありました。

皆さんにご協力いただき、青森県内での出前講座を企画したいと思います。

会計報告は非公表とします。

映画「核の大地」を上映して

八戸市 原告 三笠 朋子

9月4日（日）、原告団主催で、ドキュメンタリー映画「核の大地」の上映会を、八戸市で開催した。

この映画は、フランス在住の渡辺謙一監督が2015年に制作した映画で、米国・ハンフォードでの30年以上も続く廃炉作業、仏国・ラ・アーグでのプルトニウムの汚染、そして未だ稼働することができない六ヶ所村再処理施設取材し、もはや経済性ゼロの原子力から離脱できない理由に迫っている。

コロナ禍続きで、人を集めての催し物は久しぶりだったが、上映会のプロジェクトチームを作り、1回目の会議を6月23日に開き、2ヶ月余りの準備期間の中でバタバタと進めていった。監督や配給会社とのやり取り、チラシ・ポスターなどの制作、それらを持って手分けしてのお願い周り。今回は高校や大学などにもお願いすることができた。またチラシ等にQRコードを入れてのチケット予約など、新しいやり方も取り入れた。そして何とんでも目玉は、フランスの監督と結んでのZOOMによる対話。上映後に監督にお話をして頂いた後、こちらから質問をして、それに答えて頂くことができた。

結果、来場者数163名、アンケートの回収は39枚。予想以上の来場者に受付がゴタゴタしたり、反省するべき点も少なくはなかったが、満員御礼に近い状況に、監督からもお褒めの言葉を頂くことが出来た。新聞の投稿欄を読んで来た方、知人からではなくご自身でプレイガイドに足を運んでチケットを購入した方々が30名もいたこと、若者が質問をしてくれたことなど、本当に嬉しいことも、たくさんあった。

そして強く感じたことは「再処理施設などに不安を持ち、嫌だと思っている方がこんなにいる。もっと情報が欲しいのだ。」と云うこと。私たちのやるべきことが、少し見えてきた気がした。「具体的にどうしていけば良いのか？」なかなか難しい問題ではあるが、この事実はとても心強く、勇気をもらうことが出来、明日への活動への大きな力にすることが出来そうだ。



アンケートの中から（抜粋）

- ★「核の大地」をご覧になって、印象に残った場面や発言は、ありますか？
 - ・核に悩まされる国が日本だけでなく、アメリカ、ドイツ、フランスなどたくさんある事を知り驚きました(10代)。
 - ・5年前に八戸に転居してきました。「皆さんは当事者」と何度も言われ？自覚が全然なかったことを痛感しました。
 - ・六ヶ所にゴミが集まる。原発をやめても、どうするのか？(60代)
 - ・核と原子力は別なものではない、原子力発電のための原子炉ではなく、核武装のために作られてきた(10代)。
- ★渡辺監督のお話して、記憶に残る言葉、気づかされた点は、ありますか？
 - ・放射性物質が煙突から放出される。青森での六ヶ所、本当に身近に感じました。声をあげていくことの大事さを、この映画を通して学んだ(60代)。
 - ・フランスでは、世論がどうなっているのか興味がある。国の政治に従うしかないのか？反発する勢力はどうなっているのか？日本での政治はどうすれば効果的か？(50代)。
- ★感想を自由にお書き下さい。
 - ・私は知識が何もない状態で見たので、難しい言葉は話をされても頭に入ってきませんでした。この問題は若者にも関係ある事です。だから若い人にも興味を持ってもらう必要があります。そのため、もっと分かり易くすべきだと思います。一人一人何をすべきなのか、どうやってこの国を守っていくべきなのかを考えるべきだと思います(10代)。
 - ・たくさんの方が参加されていて、驚きました。止めましょう！(50代)

六ヶ所核燃などを巡る動き

2022年

- 8 24 岸田首相：エネルギー政策を転換し、次世代型原発の新增設やリプレース（建て替え）を検討する方針を公表。
- 24 原子力規制委員会：原発から出る高レベル廃棄物処分場要件として、火山周辺や活断層を除外する最低限の要件を正式決定した。
- 29 ピースサイクル 2022 全国ネットワーク：六ヶ所村、日本原燃、青森県庁に対し、核燃料サイクル事業の撤退を申し入れた。
- 30 原告団：「高レベル廃液冷却機能喪失問題」で第2回検討会を開催（Zoom）。
- 31 原告団：「高レベル廃液冷却機能喪失事故」に対し、日本原燃と原子力規制庁・原子力規制委員会に抗議文を提出。
- 9 2 原告団：「高レベル廃液冷却機能喪失事故」に対し、抗議文提出を記者会見で発表（八戸市）。
- 4 原告団：ドキュメンタリー映画「核の大地」上映会を開催（八戸市）。上映終了後参加者163名と渡辺監督との対話（Zoom）も行い、盛況裡に終わる。
- 5 日本原燃：再処理工場で7月上旬に高レベル廃液貯槽が一時冷却できなくなった問題を巡り、「今回トラブルがあった条件下であれば、沸騰には至らない」との評価結果を明らかにした。
- 6 宮下宗一郎むつ市長：寺田稔総務相が「使用済燃料税（核燃新税）」の新設に同意したことを受け、「目先のことで批判されても、50年後に大きな業績だったと言われる結果を出した」と述べ、税収確保の意義を強調した。
- 7 日本原燃：再処理工場完工延期を決定。設工認の審査（原子力規制委員会）遅れで、新工程は年末に決定する。青森県知事は「遺憾通り越し驚愕している」と述べ、六ヶ所村長は延期幅が示されなかったことに「不信感を抱かざるを得ない」と。原子力規制委員会更田委員長は、審査が長期化している点に「懸念が消える状況になっていない」との認識を示した。
- 9~ 第20回イルカ展を青森市民美術展示館で開催。
- 11
- 9 J パワー：大間原発工事開始を2年延期、運転開始予定を2030年度に延期した。これに対し、野崎尚文大間町長は「このままでは町経済は壊滅する。建設を早く進めてほしい」と訴えた。
- 12 原告団：事務局会議開催。
- 13 三村知事：西村康稔経済産業相と経産省で会談し、核燃サイクル政策の推進などについて国の姿勢を確認した。西村氏は「竣工や操業に向けた対応を官民一体で進めたい」と強調した。
- 14 日本原燃：MOX燃料加工工場の設工認を巡り、4分割した申請の初回分が原子力規制委員会から同日付で認可されたと発表した。
- 16 原告団：「高レベル廃液冷却機能喪失問題」で第3回検討会を開催（Zoom）。
- 17 原告団：第28回総会を開催（Zoom）。
- 21 「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会：条例制定を求める請願書と青森県内外から集めた42,427筆の署名を青森県議会に提出した。
- 10 5 原子力規制委員会の山中慎介委員長：原発の運転期間を原則40年、最長60年とするルールが原子炉等規制法から削除される見通しを示した。
- 6 岸田文雄首相：参議院代表質問で、田名部参院幹事長の質問に答えて、最長50年の貯蔵期限を設けて六ヶ所村で保管されている高レベル放射性廃棄物について、「事業者が地元の搬出期限の約束をしっかりと順守するよう国としても指導する」と述べた。
- 7 核燃裁判：伊東弁護士と笹田さんによる準備書面2通を提出。
- 11 青森県議会：定例会議で、反核燃団体が提出していた「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める請願を不採択とした。
- 15 原告団：「高レベル廃液冷却機能喪失事故」についてのオンライン学習会を開催。日本原燃の事故対応、国（原子力規制委員会）の対応の問題点などについて伊東弁護士が説明。
- 18 畑中東通村長：東電本社で小早川社長と会い、東通原発の早期工事再開を要望した。東通原発は東日本大震災以降、11年以上建設工事が中断している。
- 22 原告団：アーライツ法律事務所（6名）の六ヶ所ツアー事前学習として来訪。代表が六ヶ所の施設や核燃裁判についてレクチャー。
- 26 日本原燃増田社長：定例会見で再処理工場の設工認の審査見通しについて、審査対象となる機器数で、審査の時間が決まるとの認識を示した。
- 31 量子科学技術研究開発機構：核融合炉の心臓部となる機器「ブランケット」の安全性を実証する試験装置を六ヶ所研究所に整備し、本格的な運用を始めた。



お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 12月23日(金) 14:00~青森地裁
裁判終了後 当日の裁判内容についての報告、意見交換会を開催しています。
ぜひ、裁判の傍聴、報告会に参加して下さい。
- ◆ **学習会**(裁判終了後のオンライン学習会)
2023年1月上旬を予定しています。決まり次第お知らせします。
- ◆ **さようなら原発・核燃3・11青森集会**
2023年3月を予定しています。詳細は次回ニュースでお知らせします。

編集後記

小雨混じりの11月3日、「大間原発に反対する地主の会」で、町内チラシ播き行動が行われました。参加者は約20数名でしたが、函館から3名が参加しました。

9月には大間原発の本格工事が始まるはずでしたが、2年延期ということで地元を与える影響はかなり大きいと大間町長が述べています。しかし、8年後に運転予定の、世界初のフルMOX 原発が無事故で運転できるかは疑問です。

原子力の世界では、人員不足と言われていて久しいですが、国は原発をどんどん動かせと言ってます。チェルノブイリ原発事故後、原子力工学科がなくなり、福島原発事故後は優秀な人材が集まらなくなったということが実態です。

現在残っている人たちが、果たしてフルMOX 原発の運転をできるのか、運転後の使用済MOX 燃料の再処理ができるのか、大変疑問なところ です。

私としては、大間町の方との接点は、チラシ播きとか街宣行動などでの訪問位ですが、町を挙げて「大間原発歓迎」という風には見えません。

電源開発は、今後も工事を延期していくと思うので、10年後、15年後を見据えると、次の世代を担う後継者に運動を引継いでもらう必要があると思います。

原告団の活動にも、これからは若い方に参加していただくよう工夫したいと思います。

(事務局長 山田清彦)

カンパを戴いた方々です(敬称略)。
ありがとうございました。

湯口由紀子、仁木三智子、福原加壽子、森弘子、外崎淑民、麻生純二、高木久仁子、高橋将之、奥幸作、伴和弘、大久保徹夫、鈴木稔、西尾美和子、長谷川清純、小野俊行、田平康子、豊巻絹子、常盤紀子、河野正義、野坂幸司、藤原将人、渡辺つたえ、大澤統子、逢坂陽一、高松恵子、木野田みはる、野溝春子、村畑勝千代、竹田とし子、糸永眞吾、安達由起、湯口由紀子、佐原若子、土井敏彦、曾我日出夫、建部玲子、匿名希望の方々

後期会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、後期会費とまだ会費を納められていない方に振込用紙を同封致しました。何卒よろしくお願ひします。

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内
TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>